



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F F R I  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鵜 飼 裕 司  
(コード番号：3692 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 田 中 重 樹  
( TEL. 03-6277-1811 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第8回定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 30 条(取締役の責任免除)および第 41 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) その他、字句の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日

以上

(別紙)

現行定款・変更案対照表

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (記載省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第9条 (記載省略)	第5条～第9条 (現行どおり)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。
第11条 (記載省略)	第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (記載省略)	第12条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条～第16条 (記載省略)	第14条～第16条 (現行どおり)
(議事録)	(議事録)
第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。	第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条～第25条 (記載省略)	第18条～第25条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 29 条 (記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、責任限定契約をもって、同法第 423 条第 1 項に関する社外取締役(社外取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>第 32 条～第 37 条 (記載省略)</p>	<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、責任限定契約をもって、同法第 423 条第 1 項に関する取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第 32 条～第 37 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令<u>または</u>定款に定めるものの<u>ほか</u>、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 40 条 (記載省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、責任限定契約をもって、同法第 423 条第 1 項に関する<u>社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条～第 45 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 46 条～第 49 条 (記載省略)</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令で定める事項は議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令<u>又は</u>定款に定めるものの<u>他</u>、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、責任限定契約をもって、同法第 423 条第 1 項に関する監査役の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 46 条～第 49 条 (現行どおり)</p>

以上